

令和 4 年 6 月 1 3 日

総 務 部 総 務 課

江東区事務手数料条例の一部改正について**1 改正の理由**

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正及び東京都ふぐの取扱い規制条例の一部改正に伴い規定を整備するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和 6 1 年東京都条例第 5 1 号）の一部改正に伴い、ふぐ加工製品取扱届出制度が廃止となったため、ふぐ加工製品取扱届出済票の交付手数料等の規定を削る。（別表第 4 関係）
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）の一部改正に伴い、認定を受けた長期優良住宅で、一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資するものについて、特定行政庁の許可により容積率を緩和する制度が新設されたため、当該許可申請手数料を定める。（別表第 6 関係）

手数料名	額
容積率の特例許可申請手数料	1 6 0 , 0 0 0 円

- (3) 食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）に基づく営業許可の申請にあたり、引き続き営業許可を申請する場合における事務手数料の取扱いに係る規定を整備する。（江東区事務手数料条例の一部を改正する条例（令和 3 年 3 月江東区条例第 1 号）附則）

3 施行期日

公布の日

【第1条】江東区事務手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表第1～別表第3 (略)				別表第1～別表第3 (略)			
別表第4 保健所関係手数料 (第6条関係)				別表第4 保健所関係手数料 (第6条関係)			
事務	手数料の 名称	額	徴収 時期	事務	手数料の 名称	額	徴収 時期
(略)				(略)			
4 1	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	添加物製造業許可申請手数料 1件につき 25,200円	許可申請のとき 更新申請のとき	4 1	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	添加物製造業許可申請手数料 1件につき 25,200円	許可申請のとき 更新申請のとき
4 2	東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和61年東京都条例第51号）第17条第2項の規定に基づくふぐ加工製品取扱届出済票の交付又は同条第4項の規定に基づくふぐ加工製品取扱届出済票の再交付（卸売市場外の営業に限る。）	ふぐ加工製品取扱届出済票の交付手数料 1件につき 3,000円	届出のとき	4 2	東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和61年東京都条例第51号）第17条第2項の規定に基づくふぐ加工製品取扱届出済票の交付又は同条第4項の規定に基づくふぐ加工製品取扱届出済票の再交付（卸売市場外の営業に限る。）	ふぐ加工製品取扱届出済票の交付手数料 1件につき 2,400円	届出のとき
4 3～9 4	(略)			4 2～9 3	(略)		
別表第5 (略)				別表第5 (略)			
別表第6 都市整備部関係手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務に係る手数料を除く。）（第6条関係）				別表第6 都市整備部関係手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務に係る手数料を除く。）（第6条関係）			
事務	手数料の	額	徴収	事務	手数料の	額	徴収

	名称		時期		名称		時期
1	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ、第28条の4第3項第7号イ若しくは第63条第3項第7号イ若しくは第68条の69第3項第7号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	(略)	(略)	1	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ、第28条の4第3項第7号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	(略)	(略)
	(略)				(略)		

<p>8 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料</p>	<p>1 件につき 2, 3 0 0 円</p>	<p>承認申請のとき</p>
<p>8 3 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号若しくは第68条の6第9第3項第6号、第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>8 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料</p>	<p>1 件につき 2, 3 0 0 円</p>	<p>承認申請のとき</p>
<p>8 3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料</p>	<p>1 件につき 1 6 0, 0 0 0 円</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>8 4 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>項第7号ロ 若しくは第 68条の6 9第3項第 7号ロ又は 第31条の 2第2項第 15号ニ若 しくは第6 2条の3第 4項第15 号ニに規定 する住宅の 新築が優良 な住宅の供 給に寄与す るものであ ることにつ いての認定 の申請に対 する審査</p>		<p>15号ニ若 しくは第6 2条の3第 4項第15 号ニに規定 する住宅の 新築が優良 な住宅の供 給に寄与す るものであ ることにつ いての認定 の申請に対 する審査</p>	
<p>84</p>	<p>(略)</p>	<p>85</p>	<p>(略)</p>
<p>別表第7～別表第9 (略)</p>		<p>別表第7～別表第9 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	

【第2条】江東区事務手数料条例の一部を改正する条例（令和3年3月江東区条例第1号）の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>本則 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条例中、第2条の規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）（以下「旧法」という。）第52条の許可を受けて次表に掲げる営業を行っている者が当該許可に係る旧法第52条第3項の<u>有効期間の満了に当たって</u>行う改正法による改正後の食品衛生法（以下「新法」という。）第55条第1項に基づく許可申請に対するこの条例による改正後の江東区事務手数料条例別表第4の規定については、同表中の手数料額を次表のように読み替える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">（略）</div> <p>3 （略）</p>	<p>本則 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条例中、第2条の規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）（以下「旧法」という。）第52条の許可を受けて次表に掲げる営業を行っている者が当該許可に係る旧法第52条第3項の<u>営業を継続するため</u>に行う改正法による改正後の食品衛生法（以下「新法」という。）第55条第1項に基づく許可申請に対するこの条例による改正後の江東区事務手数料条例別表第4の規定については、同表中の手数料額を次表のように読み替える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">（略）</div> <p>3 （略）</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>